

宮崎広域連携推進協議会規約（案）**（趣旨）**

第1条 人口減少社会にあっても、地域経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけることが重要になる。そこで、宮崎市及び周辺市町村の圏域における産学金官民が一体となり、魅力ある施策等を展開することで、雇用や交流人口を拡大するなど、定住や移住を促進していくために、宮崎広域連携推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（活動）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、宮崎市を地方中枢拠点都市とする圏域（以下「圏域」という。）で取り組む施策の構築やフォローアップ等について、意見交換や協議を行うほか、圏域で取り組む施策等についての協力を行う。

2 協議会は、特定の団体又は個人の営利を目的とした活動は行わない。

（構成員）

第3条 協議会の委員は、次の団体の代表をもって構成する。

- （1）圏域を構成する、又は構成しようとする市町村長
- （2）圏域で取り組む施策等に関する団体の代表
- （3）前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

2 協議会には、オブザーバーを置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、就任年度における委員の任期は、当該年度末までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長には宮崎市長を充てる。なお、副会長は、委員の互選により決定する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、代理の者が出席したときは、当該委員が出席したものとみなす。
- 5 協議会での議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 協議会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、協議会が付託した事項を調査、審議する。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員又は専門委員のうちから、会長がこれを定める。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員、又は専門委員が、その職務を代行する。
- 6 専門委員は、当該専門の事項に関する調査等が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 7 専門部会の運営等に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、宮崎市の規定に基づき、宮崎市が報酬を支払う。また、第3条第1項第3号の規定により、学識経験者等が出席するときは、その出席に伴う旅費について、宮崎市の規定に基づき、宮崎市が負担する。

(庶務)

第8条 協議会及び専門部会の事務局は、宮崎市企画政策課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成26年 月 日から施行する。

宮崎広域連携推進協議会委員

団体名	職氏名
宮崎中央農業協同組合	代表理事組合長 藤原 榮伸
綾町農業協同組合	代表理事組合長 中村 道也
宮崎中央森林組合	代表理事組合長 森 紘喜
宮崎商工会議所	会頭 米良 充典
国富町商工会	会長 長友 信博
綾町商工会	会長 松浦 正明
公益社団法人 宮崎市観光協会	会長 菊池 克頼
公益社団法人 宮崎市郡医師会	会長 川名 隆司
国立大学法人宮崎大学 産学・地域連携センター	センター長 堀井 洋一郎
公立大学法人 宮崎公立大学	人文学部 教授 有馬 晋作
一般財団法人 みやぎん経済研究所	常務理事 長池 國裕
宮崎市	市長 戸敷正
国富町	町長 河野利美
綾町	町長 前田穰
西南学院大学	法学部 教授 勢一 智子

オブザーバー

団体名
九州地方整備局宮崎河川国道事務所
宮崎県